

3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

(1) 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合に加入しているご本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに3日以上連続して欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

会社員や公務員の方向けの制度です



対象となる人

健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

対象の条件

- ・病気のために仕事ができない状態
- ・3日以上連続して欠勤している
- ・給与が支払われない

※給料をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支払われます。



覚えておくとよいこと

- ・支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。
- ・担当医師の証明、事業主(会社)の証明が必要になります。
- ・会社を辞める前に、加入している医療保険窓口にご相談しましょう。

問合せ先 加入している各医療保険の窓口 P84

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭(母子及び父子家庭等)の医療費を助成する制度です。所得制限があります。

ひとり親家族や小児向けの制度です

対象となる人

各種医療保険に加入している以下の方

- ①母子家庭の母と児童
- ②父子家庭の父と児童
- ③養育する父母がいない児童

対象の条件

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日までです。



問合せ先 各市町村の児童家庭課など P82



いったーあんまー まーかいがー
 べーべーぬ 草刈いが
 べーべーぬ まさ草や
 (いったーあんまー まーかいがー)

